

令和6年8月より

介護保険制度が改正されます

【居住費の基準額が変わります】

介護保険施設を利用した場合、サービス費の自己負担分（1割～3割）に加えて、食費、居住費、日常生活費を利用者が負担します。

そのうち、居住費の基準額が下表のとおりとなります。

【特定入所者介護サービス費等の負担限度額が変わります】

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度ですが、負担限度額の居住費が下表のとおりとなります。

※特定入所者介護サービス費等は、本人と配偶者、および世帯員の課税状況や預貯金等の金額により、対象とならない場合があります。

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

(シルバークラサ内)

☎0137-6412111

		基準費用額	負担限度額（日額（月額））				
			（日額（月額））	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
		老健・医療院等	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	880円(2.7万円)
		老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室の多床室	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)	
	ユニット型個室	2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)	

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を改正します

3年ごとに行う介護保険料見直しに伴い、町ではより安定的な介護保険運営を目指すため、国の基準に従い、所得段階を全13段階としました。令和6年度からの第9期介護保険料は左表のとおりとなります。

なお、令和6年度の介護保険料額については、7月に送

付される介護保険料決定通知書等でご確認ください。

【介護保険料見直しのポイント】

- ・保険給付費の増加等が要因となり、第9期介護保険料基準額（月額）は上昇が見込まれます。
- ・第8期までに発生している介護保険料の余剰金を活用することにより介護保険料の上昇を約500円抑制します。
- ・低所得者の方々の保険料に公費を投入して、介護保険

料の軽減を図ります。八雲町の第9期介護保険料基準額を月額6,200円（年額74,000円）に設定します。

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

(シルバークラサ内)

☎0137-6412111

熊石総合支所住民サービス課

☎01398-213111

【第9期】令和6～8年度の介護保険料

段階	対象者	年額	
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	21,200	
	本町非課税 が税 人民課	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」+「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	21,200
第2段階		同じ世帯に全員が町民税課税 が税 人民課	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」+「課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の方
第3段階	同じ世帯に町民税課税者がいる方 が税 人民課	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」+「課税年金収入額」の合計額が120万円超の方	51,000
第4段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」+「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	67,000
第5段階	同じ世帯に町民税課税者がいる方 が税 人民課	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」+「課税年金収入額」の合計額が80万円超の方	(基準額) 74,400
第6段階		前年の「本人合計所得」が120万円未満の方	89,300
第7段階	前年の「本人合計所得」が120万円以上210万円未満の方	96,700	
第8段階	前年の「本人合計所得」が210万円以上320万円未満の方	111,600	
第9段階	前年の「本人合計所得」が320万円以上420万円未満の方	126,500	
第10段階	前年の「本人合計所得」が420万円以上520万円未満の方	141,400	
第11段階	前年の「本人合計所得」が520万円以上620万円未満の方	156,200	
第12段階	前年の「本人合計所得」が620万円以上720万円未満の方	171,100	
第13段階	前年の「本人合計所得」が720万円以上の方	178,600	

※第9期における第1、2、3段階保険料額は、低所得者の軽減強化により軽減されています。

※「本人合計所得」は、合計所得金額から長期譲渡および短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額を指し、「年金所得」は、公的年金等に係る雑所得を指しています。